

寫 秘

大 藏 省
1
T
（8月22日）
ハ、油ノ類ニ對スルニ、
關稅改正ニ關スル財政部ノ方針
（八年四月）
現在及近キ將來ニ於ケル財政狀態竝ニ滿洲國產業經濟ニ關スル根本方針
未タ定マラサル現状ニ鑑ミ關稅改正ニ關シテハ財政部ハ左記方針ニ基キ
之ヲ實施セントス
一、暫定的改正 本年度中ニ之ヲ行フ
二、第一次根本的改正 少クモ二年間ノ準備期間ヲ置キテ之ヲ行フ
根本的改正ハ滿洲國財政經濟ノ方針ヲ充分檢討樹立シタル上、内國稅整
理ト併行シテ之ヲ行フコトトシ差シ當リ本年度中ニ實施スヘキ暫定的改
正ニ當リテハ左記方針ヲ以テ臨ムヘキモノトス
一、財政收入ニ減少ヲ來スカ如キ改正ハ之ヲ認メス
現在ノ財政狀態ハ決シテ樂觀ヲ許ササル現況ニアリ、關稅收入ハ大體

關稅改正ニ關スル財政部ノ方針

（八年四月）

現在及近キ將來ニ於ケル財政狀態竝ニ滿洲國產業經濟ニ關スル根本方針
未タ定マラサル現状ニ鑑ミ關稅改正ニ關シテハ財政部ハ左記方針ニ基キ
之ヲ實施セントス

一、暫定的改正 本年度中ニ之ヲ行フ

二、第一次根本的改正 少クモ二年間ノ準備期間ヲ置キテ之ヲ行フ

根本的改正ハ滿洲國財政經濟ノ方針ヲ充分檢討樹立シタル上、内國稅整
理ト併行シテ之ヲ行フコトトシ差シ當リ本年度中ニ實施スヘキ暫定的改
正ニ當リテハ左記方針ヲ以テ臨ムヘキモノトス
一、財政收入ニ減少ヲ來スカ如キ改正ハ之ヲ認メス

現在ノ財政狀態ハ決シテ樂觀ヲ許ササル現況ニアリ、關稅收入ハ大體

大 藏 省

(9.5 内田納)

前々で本邦ニヨリ通五ノ行ハレイスル品目ハ大酒限減ノ限ニ
 該品ニ當テ若干ノ民土ニ課ス
 又此品目ニ付以土ノ新專越マ「タス」トスル
 同業採採（計限別於ニ課減モ亦限ス）
 又七ノ小品目ハ「タス」トスル

輸入税改正品目

税番	品名
一一三	絹綿繻子（白、絲染及布染ノモノ）
新設	絲染絹織布（小巾着尺）
二一六	農業用機械及同部分品
新設	採鑛用機械同部分品及附屬品
同	熔鑛製銅用機械同部分品及附屬品
二三五	暖房用石炭ストーブ
四二六	硝石
四四二	硫黄
四九九	家庭用及洗濯石鹼

(9.5 内田納)

四六六	寒風用紙	同
四四二	書	同
四二六	書	同
二三五	書	同
二一六	書	同
一一三	書	同
六二一	書	同

(9.5 内田納)

五一三	普通印刷料紙	(卷取ノモノ)
五五三	坑木	(其ノ他)
五六一	藥	
五六二	其ノ他ノ	
五六四	麥稈帽子	
五七六	陶磁器	
六〇七	扇子及團扇	(紙張及綿布張)
六一〇	生動物	
六二一	地下足袋	

(9.5 内田納)

輸出税改正品目	
品名	
硫酸アムモニア	
銑鐵	

(9.5 内田納)

正〇六	其ノ出ノ額
正〇二	シホマカキノ額
四六五	海軍ノ額
四六五	陸軍ノ額
四六一	新科機務ノ額
四八二	職費ノ額
六一一	
正八才	額表ノ再考ニ關シ調査中
一八六	
一正五	
二五八	

(9.10 田中)

四 全額に見て類々への公平受當ノ基調ニ立テ第十卷ノ主旨を以テ
 關税スルコト
 二大ニシテ關税ノ種類を以テニ考テ之ヲ以テ關税ノ種類を以テ
 三 五車主等ノ利益を以テ考テ之ヲ以テ關税ノ種類を以テ
 四 販賣ノ利益を以テ考テ之ヲ以テ關税ノ種類を以テ
 五 販賣ノ利益を以テ考テ之ヲ以テ關税ノ種類を以テ
 六 販賣ノ利益を以テ考テ之ヲ以テ關税ノ種類を以テ
 七 販賣ノ利益を以テ考テ之ヲ以テ關税ノ種類を以テ
 八 販賣ノ利益を以テ考テ之ヲ以テ關税ノ種類を以テ
 九 販賣ノ利益を以テ考テ之ヲ以テ關税ノ種類を以テ
 一〇 販賣ノ利益を以テ考テ之ヲ以テ關税ノ種類を以テ

日清開港通商欽定條約

(甲) 一 條式檢

(9.5 内田納)

ルコト

五 協定有効期間ハ相當長カラシメ右期間滿了後ハ繼續又ハ改訂ノ餘
 地ヲ存シ置クコト

六 滿洲ノ輸出税率ニ付テハ別ニ考慮スルコト

(乙) 具體案作成方針

(一) 本邦ヨリ滿洲ニ輸入スル品目ニ付テハ

イ、我對滿重要輸出品及近キ將來有望ト認めラルル物品ニシテ成ル
 ヘク第三國ノ均霑セサル物品又ハ均霑スルモ差支ナキ物品ニ限
 ルコト

ロ、滿洲ニ於テ將來高率ノ關稅ヲ課スル虞ナキモノ又ハ高率ノ關稅
 ヲ課スルモ本邦ヨリノ輸入ニ影響ナキモノハ之ヲ除外スルコト

(9.5 内田納)

一、本邦ヨリ本邦ニ輸入スル品目ニ付テハ
 二、品目ノ範圍ハ本邦側ノ許與シ得ル品目多カラサルヘキニ鑑ミ成
 ルヘク縮少ノ方針ヲ取ルコト
 三、税率ノ程度ニ關シテハ現行税率ノ高率ナルモノニ付テハ之ヲ引
 下ケ然ラサルモノニ付テハ現行税率据置ヲ約束セシムルコト
 四、特種ノ物品ニ付テハ從量稅ヲ從價稅ニ又ハ從價稅ヲ從量稅ニ變
 更セシメ或ハ分類ヲ修正セシムルノ必要アルヤモ知レス
 五、註、我方トノ協定税率通り國定税率ヲ修正セシムルカ又ハ國定
 税率ノ外ニ協定税率ヲ設定セシムルカニ付テハ別ニ考量ス
 ルコト
 (二) 滿洲ヨリ本邦ニ輸入スル品目ニ付テハ

(二) 滿洲ヨリ本邦ニ輸入スル品目ニ付テハ

ルコト

W

(9.5 内田納)

(附頁 10)

一、滿洲國ノ對テハ中華民國、露國等ノ如キ日滿兩國ノ經濟關係ヲ不利ナラシムル國ノ物品ニ對シテハ之カ進出ヲ阻止スヘキ合法的措置ヲ講スルコトニ付考慮ヲ拂フモノトス
 二、日滿共同國防ノ實施ニ必要ナル物品ノ輸入ニ付テハ一般關稅トハ別箇ノ取扱ヲ爲スモノトス
 三、條約其ノ他ノ取極ニ基ク日本側ノ既得權ハ一般關稅率トハ全然別箇ノ存在タラシムルヲ原則トス（例、關東州關稅制度等）
 四、滿鮮陸境關稅輕減制度ノ運用ニ付テハ充分ナル考慮ヲ拂フモノトス

(附註)

一、滿洲國ノ對テハ中華民國、露國等ノ如キ日滿兩國ノ經濟關係ヲ不利ナラシムル國ノ物品ニ對シテハ之カ進出ヲ阻止スヘキ合法的措置ヲ講スルコトニ付考慮ヲ拂フモノトス
 二、日滿共同國防ノ實施ニ必要ナル物品ノ輸入ニ付テハ一般關稅トハ別箇ノ取扱ヲ爲スモノトス
 三、條約其ノ他ノ取極ニ基ク日本側ノ既得權ハ一般關稅率トハ全然別箇ノ存在タラシムルヲ原則トス（例、關東州關稅制度等）
 四、滿鮮陸境關稅輕減制度ノ運用ニ付テハ充分ナル考慮ヲ拂フモノトス

W